

介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項
〔（介護予防）訪問看護〕

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
看護師等	看護師等が必要数配置されていなかった。	常勤換算方法で 2.5 人以上配置してください。

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程	交通費が明確に記載されていなかった。	交通費を徴収する場合は、実費相当額を規定してください。曖昧な表現はせず、「自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から 1 kmあたり〇〇円」とするなど、具体的に規定してください。
重要事項説明書	①重要事項説明書に記載する項目が不足していた。 ②利用者から徴収する費用に漏れがあった。	①平 11 老企第 25 号で例示されている項目（運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）については漏れなく記載してください。 ②利用者から徴収する費用については、個別かつ具体的に漏れなく記載してください。
重要事項の掲示	重要事項を掲示していなかった。	運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、相談室や玄関など、利用者等が見やすい場所に掲示してください。 なお、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。
訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	①アセスメントを実施していない。または、実施した記録がなかった。	①訪問看護計画の作成にあたっては、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにしてください（アセスメント）。また、

項目	事業所の状況	指導内容
	②利用者等の同意を得る前にサービスを提供していた。	アセスメントを実施したことがわかるよう記録を残してください。 ②同意はサービス提供前に得てください。
利用料等の受領	領収書に医療費控除の額及び居宅介護支援事業者の名称を記載していなかった。	医療費控除額及び居宅介護支援事業者を漏れなく記載してください。
勤務体制の確保等	ハラスメントの防止のための方針の明確化等の措置を講じていなかった。	ハラスメントの防止のための方針を定め、職員に周知してください。 また、相談体制を整備し、相談窓口を掲示するなど職員に周知してください。

3. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
ターミナルケア加算	①ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、同意を得ていなかった。 ②記録すべき内容に漏れがあった。	①ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に説明し、同意を得たうえでターミナルケアを行ってください。 ②利用者の身体状況の記録だけでなく、その変化に対する看護、家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過等についても訪問看護記録書に記録してください。